

## ハローワーク堺の閉庁期間中の臨時窓口にお越しになられた皆様へ

ハローワーク堺は、令和3年1月29日（金）まで臨時閉庁を行っておりますが、2月1日（月）から通常どおり開庁して業務を行います。

業務再開直後の2月1日（月）、2月2日（火）は混雑が予想されますので、時間に余裕のあるお客様は、混み合う日をお避けにご来所いただきますようお願いいたします。新型コロナウイルスの感染拡大防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

皆様にはご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 今後の各種手続きについて

閉庁期間中に設置した臨時窓口にお越しになられた皆様には、各種手続きの内容に応じて順次対応をさせていただきます。手続きに要する目安の期間となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 雇用保険（求職者給付）の受給資格の決定手続きに来所された方  
臨時窓口において来所日を証明させていただいた必要書類を持参の上、2月10日（水）までを目安に来所してください。
- 雇用保険（求職者給付）の認定手続きに来所された方  
臨時窓口へ提出していただいた書類の内容に修正等がない場合は、2月5日（金）までに手続きを行い、書類を発送させていただきます。
- 求人募集の手続きに来所された事業主の方  
臨時窓口へ提出していただいた書類の内容に修正等がない場合は、2月5日（金）までに求人票を公開いたします。
- 事業所の雇用保険手続きに来所された事業主の方  
臨時窓口へ提出していただいた書類の内容に修正等がない場合は、2月5日（金）までに手続きを行い、書類を発送させていただきます。
- 職業訓練受講給付金の支給申請手続きに来所された方  
臨時窓口へ提出していただいた書類の内容に修正等がない場合は、2月5日（金）までに手続きを行い、書類を発送させていただきます。

※提出のあった書類について改めての確認が必要となる方については、順次ご連絡をさせていただきます。

